

## 補助金等取扱基準

補助金等の名称	農業次世代人材投資事業補助金
補助事業等の目 標	次世代を担う農業者となることを志向する新規就農者に対して経営資金を補助することにより、人材力の強化を図るため。
補助事業等の対 象 者	農業人材力強化総合支援事業実施要綱（平成24年4月6日付け23経営第354号農林水産事務次官依命通知。以下「要綱」という。）別記1第5第2項第1号に規定する経営開始型の交付対象者の要件に該当する者であって、諏訪市が作成する「人・農地プラン」に位置づけられた（予定も含む。）新規就農者
補助対象経費	農業経営開始直後の経営に充てる経費
補助金等の額及びその算定方法又は補助率	要綱別記1第5第2項第2号の規定による額及び期間（県補助率10/10）
	【補助金等の額が5万円未満、補助率が補助対象経費の1/2を超える場合の理由】
補助事業等の評 価	補助事業者からの実績報告書を基に、担当部署により補助事業の効果を評価する。
補助事業等の開 始 時 期	平成25年4月1日
補助事業等の終 了 時 期	県補助事業が終了するまで
	【終了時期が3年を超える場合の理由】
情 報 の公表の方法等	補助事業者、補助金交付金額、評価内容等を諏訪市ホームページにて公表する。
そ の 他	
提 出 書 類	要綱に定める様式書類
	諏訪市補助金等交付規則に定める様式を除く。
担 当 部 署	諏訪市 経済部 農林課 農業振興係

平成25年 4月 1日 制定（平成25年 4月 1日 施行）  
平成29年 7月31日 一部改正（平成29年 7月31日 施行）